



# 防火管理

～これだけは「伝えたい」4つのポイント！～

## 訓練

### 年2回or年1回、消火・通報・避難の訓練を実施！

あなたが管理する建物の避難経路は確保できていますか？消防用設備等は皆が使えるようになってい  
ますか？慌てずに行動するためにも、防火管理者は消防訓練を実施しましょう。

**訓練実施前に**、まず「消防訓練実施計画届出書」を消防署へ提出してください。

年間の最低実施回数は、管理する建物の種類により異なります。

★特定防火対象物:年2回以上

☆非特定防火対象物:年1回以上

## 点検 と 報告

### 消防設備等の点検と報告を実施！

防火管理者は消防用設備等の維持管理に責任を負っています。また、消防用設備等には法定点検があ  
ります。法定点検は専門技術が必要となる場合があるため、点検業者(消防設備士等)への委託をおす  
めします。なお、点検結果は、建物を管轄する消防署長への報告が必要です。

報告回数は、管理する建物の種類により異なります。

★特定防火対象物:1年に1回

☆非特定防火対象物:3年に1回

## 変更

### 防火管理者・消防計画を変更するときは、変更届を提出！

管理権原者(所有者・賃借人等)、防火管理者、事業所・建物等名称、消防計画の内容、連絡先 等に変更  
があった場合は…、

・「防火管理者選任(解任)届出書」

・「消防計画作成(変更)届出書」 **2種類の書類の提出が必要です。**

※尼崎市ホームページトップ画面から、ページ番号「1008657」で検索すると、必要な様式がダウンロード  
できます。

## 増改築 用途変更

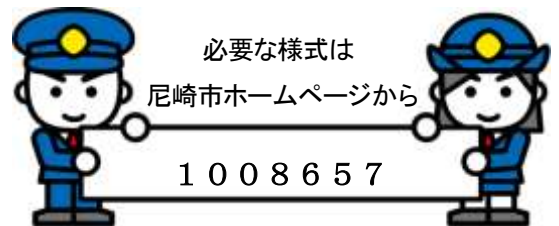
### 増改築・用途変更をしようとするときは、事前相談を！

管理する建物に、**増改築、用途変更**(例:事務所から飲食店へ利用形態を変更するとき)などの計画があ  
るときは、**必要な消防設備等が変わる可能性があるため**、着工前に必ず予防課へ相談をしてください。

尼崎市消防局予防課

電話 (06) 6481-3964 ※平日午前8時45分～17時30分

FAX (06) 6483-5022



必要な様式は

尼崎市ホームページから

1008657

でサイト内検索！

その点検、  
ちょっと待った!!

## 訪問による消火器等の「不適正取引」にご注意!!

「消火器の点検に来ました。」  
「いつも点検している者です。  
点検時期なので持って行きますよ…。」



### 💀 不適正取引業者の主な特徴 💀

1. 前日または当日に電話を入れ、契約業者を装う。
2. 訪問した時も契約業者のように言葉巧みに装う。
3. 点検を承諾すると、素早く消火器を集め、車に積み込む。
4. 内容を説明せず、書面（実は契約書）に署名、押印を求めてくる。  
（事業所名も記入するよう求めてきます。事業所間の契約とすることで、クーリングオフを使えなくするためです。）
5. 現金、小切手、現金振込みで支払いを求め、支払いを拒否すると、消火器は現金を支払うまで返さないと言う。（値引き交渉をすれば契約を認めたこととなります。）

### ✿ 被害を防ぐ方法 ✿

**まずは、本当に点検依頼をしているのか確認してください。**

「誰かが依頼したんだろう」と確認せずに点検を承諾するのは危険です。  
点検業者名、点検日時、点検内容は本当に依頼したものでしょうか。

**特に受付担当の方、窓口担当の方への周知徹底がトラブル防止のカギとなります。**

**消火器点検に関する電話、訪問があれば必ず、契約業者であるか確認しましょう。**

**依頼したものではなく、必要のない点検の場合は、はっきり断りましょう。**

#### お問い合わせ先

尼崎市消防局予防課	06-6481-3964	尼崎市西消防署	06-6411-0119
尼崎市中消防署	06-6401-0119	(西消防署) 武庫分署	06-6431-0119
(中消防署) 三和分署	06-6412-0119	(西消防署) 大庄出張所	06-6416-0119
尼崎市東消防署	06-6494-0119	尼崎市北消防署	06-6421-0119
(東消防署) 常光寺出張所	06-6401-5119	(北消防署) 園田分署	06-6492-0119
		(北消防署) 塚口出張所	06-6422-0119